

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る受入れ基準

診断された病名	コロナ抗原検査	〔市の規定〕 コロナ抗原検査	医師連絡票
上気道炎	必ず 施設利用者全員 新型コロナウイルスの 抗原検査が 必要となります。	必要	前日の午後診 又は 当日の 医師連絡票が必要です。
扁桃腺炎			
気管支炎			
肺炎			
喘息様気管支炎			
気管支喘息			
中耳炎			
結膜炎(ウイルス性を除く)			
胃腸炎(原因不明)			
伝染性膿痂疹(とびひ)			
風疹			
クループ			
細菌性胃腸炎			
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタなど)			
ヘルパンギーナ			
手足口病			
マイコプラズマ肺炎			
溶連菌感染症			
RSウイルス感染症			
ヒトメタニューモウイルス			
インフルエンザ	以下のいずれかが必要です。 ・前日の午前診の連絡票 ・前日の午後診の連絡票 ・当日の連絡票		
アデノウイルス感染症			
ウイルス性結膜炎			
水痘			
流行性耳下腺炎(ムンプス)			
整形外科疾患			

※登園時にお子様の問診をさせていただきます。

予約が確定していても、症状が悪化しているなどの場合は、再受診のお願いやお断りさせていただく場合があります。

※ご不明な点があれば、お電話下さい。